

第 202200269844号

令和5年3月8日

各 指 定 病 院 長
各 指 定 老 人 ホ ー ム の 長
各 指 定 身 体 障 害 者 支 援 施 設 長
各 指 定 保 護 施 設 長
鳥 取 刑 務 所 長
米 子 拘 置 支 所 長
鳥 取 少 年 鑑 別 支 所 長

} 様

鳥取県選挙管理委員会委員長
(公印省略)

鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙に係る指定病院等における
不在者投票の管理執行について (通知)

令和5年4月9日執行予定の鳥取県知事選挙(以下「知事選挙」という。)及び県議会議員一般選挙(以下「県議選挙」という。)において、貴施設(以下「指定病院等」という。)で行われる不在者投票の管理執行に当たっては、別添の「指定病院等における不在者投票事務処理要領(以下「要領」という。)」及び「選挙における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」によるほか、特に下記事項に御留意の上、その取扱いに万全を期されますようよろしくお願いいたします。

記

1 基本的事項

- (1) 不在者投票制度は、選挙期日の前日までに選挙人に投票させる例外的な措置であるので、その管理執行に当たっては特に厳正に行い、疑義が生じた場合においては、勘や過去の経験に頼ることなく、常に法令等の根拠を確認の上、適切に処理すること。
なお、法令等の解釈等について疑義を生じたときは、当委員会又は市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)と相談の上処理すること。
- (2) この度の選挙は、知事選挙及び県議選挙の2つの選挙が執行されることとなるので、別途配布予定の「選挙のしおり」等により選挙人への制度の周知を図られたいこと。

- (3) 不在者投票の事務は、迅速かつ的確に処理することが要求され、しかもこの度の選挙は、知事選挙及び県議選挙の2種類の投票があるので、事前にその事務分担及び処理について計画を立てておき、万全の事務処理ができるよう配慮すること。

2 選挙期日等及び不在者投票の期間

- (1) 選挙期日等は、次のとおりであること。

区 分	選挙期日	選挙期日の告示日
知 事 選 挙	4月9日(日)	3月23日(木)
県 議 選 挙		3月31日(金)

- (2) 不在者投票ができる期間は、選挙期日の告示日の翌日から、選挙期日の前日までであること。

区 分	選挙期日の告示日の翌日	選挙期日の前日
知 事 選 挙	3月24日(金)	4月8日(土)
県 議 選 挙	4月1日(土)	

- ※ 3月24日(金)から3月31日(金)の間は、知事選挙の不在者投票しかできないことに注意すること。

3 投票用紙の様式等

投票用紙の様式等は、選挙の種類により次のとおり異なるので、留意するとともに選挙人に周知しておくこと。

区 分	投票用紙の色	文字の色	投票方法
知 事 選 挙	白 色	赤 色	候補者の氏名を記入
県 議 選 挙	クリーム色	黒 色	候補者の氏名を記入

- ※ 点字投票用の投票用紙には「点字投票」の表示がなされ、選挙の種類を示す点字シール(知事選挙:「チジ」、県議選挙:「ケンギ」)が貼ってあること。

4 不在者投票ができる者

- (1) 指定病院等で知事選挙及び県議選挙の不在者投票ができる者は、当該指定病院等に入院(所)している選挙人(鳥取県内の市町村に住所を有し、かつ、鳥取県内の市町村の選挙人名簿に登録されているものに限る。)で、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第1項各号の不在者投票事由に該当することが見込まれる者に限られること。

したがって、当該施設の職員や入所者の付添人等は、当該施設での不在者投票はできないこと。

- (2) 知事選挙及び県議選挙は、県内市町村の選挙人名簿に登録されている選挙人が、

県内の他市町村に住所を移しても選挙権を有するものとされること。

また、このような選挙人については、引き続き鳥取県の区域内に住所を有する旨の証明書を提示し、又は引き続き鳥取県の区域内に住所を有することの確認を受けて不在者投票を行う必要があること。

なお、証明書は、いずれの市町村においても交付の申請をすることが可能であり、引き続き鳥取県の区域内に住所を有することの確認の申請は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村委員会に投票用紙等の請求の際、行うことができること。

5 投票用紙等の請求・交付

- (1) 投票用紙等の請求に当たっては、入院（所）し、又は収容している選挙人の意思を必ず確認し、依頼のあった者についてのみ、依頼書を徴した上で請求を行うこと。
- (2) 投票用紙等は、当該選挙期日の告示日以前においても請求が可能であるが、市町村委員会が交付するのは、原則として選挙期日の告示日の翌日以降であること。
- (3) 市町村委員会は、県議選挙の告示日（3月31日）以前に、郵便等で知事選挙及び県議選挙の投票用紙等の請求が併せてあった場合には、原則として県議選挙の告示日の翌日（4月1日）以降に両方を同時に交付するものであること。
- (4) 投票用紙等の紛失は、選挙人の投票する機会の損失や、悪意ある第三者による不正投票等につながるおそれがあることから、投票用紙等の受け渡し時の確認及びその体制の整備を行うとともに、適時に保管状況の確認を行うなど、投票用紙等の適切な管理を徹底すること。

6 投票の手続等

- (1) 投票の順序は、最初に知事選挙、次に県議選挙とし、投票記載台は2か所設けること。
- (2) 投票の記載場所については、事前に選挙人に周知するとともに、投票の秘密保持が保たれるよう十分配慮し、特定の候補者や政党等の選挙運動員等が、選挙人の投票に影響を及ぼすことのないよう注意すること。

また、投票を記載する場所には候補者の氏名等を記載したポスター等の文書図画を掲示してはならないものであること。

なお、入院（所）し、又は収容している選挙人が自由に出入りできる廊下、集会室等の場所についても、こうした文書図画が貼られることのないよう注意すること。
- (3) 投票に当たっては、自由、公正、平等を旨とし、選挙人に威圧感を与えることがないように配慮するとともに、選挙権を有する者を1人以上必ず立ち合わせること。
- (4) 立会人は、選挙が自由かつ公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視する役割を有しており、管理執行の適正を保つためには、公正な立会人の選任が不可欠であること。

また、不在者投票管理者は、市町村委員会が選定した者を投票に立ち合わせることにその他の方法により不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこと。（本日付第202200248961号本職通知参照）。

なお、立会人は、不在者投票管理者若しくはその業務補助者又は代理投票の補助者と兼ねることはできないこと。

- (5) 代理投票の手続は、投票の秘密保持に厳正を期すとともに、適正に行うこと。特に、1人の補助者のみで代理投票を行うことなど絶対にならないよう留意すること。

また、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は、不在者投票管理者が当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから2人を定めること。

なお、投票の記載を行う補助者は、選挙人の投票を誘導し、又は選挙人の指示を確認しないまま記載したと疑われることのないよう、慎重かつ確実に選挙人の指示を確認するとともに、補助者は選挙人の投票の秘密を絶対に明かしてはならないこと。

- (6) 指定病院等においては、候補者の氏名及び党派別の掲示はできないものであること。

なお、選挙人から候補者の氏名及び所属党派を確認したい旨の申出があった場合は、別途送付する候補者の氏名等が告示された鳥取県公報（告示日の翌日発送）又は市町村委員会から送付される選挙公報を受付で提示する等の便宜を図ることは差し支えないものであること。この場合において、これらのものは、投票を記載する場所内に掲示することができないものであることに注意すること。

- (7) 知事選挙と県議選挙の投票用紙の交付に誤りがないよう、特に留意するとともに、選挙人に対して、投票用紙等の使用を誤らないよう適切な注意を与えること。

投票用紙の交付に当たっては、選挙人1人1人に「この白い投票用紙は、鳥取県知事選挙です。候補者1名の氏名を記載してください。」「このクリーム色の投票用紙は、県議会議員選挙です。候補者1名の氏名を記載してください。」といったように適切な注意を与えるとともに、知事選挙と県議選挙の投票用紙を別々によく確認してもらった上で1枚ずつ交付すること。

- (8) 今回の選挙においても、視覚障がい者自ら投票用紙の種類を識別できるように、点字投票用紙に選挙の種類を表示する点字シールを貼ることとし、点字投票用紙を一般の投票用紙とは別に調製していること。

市町村委員会から交付された点字投票用の投票用紙には、「点字投票」の表示がなされ、更に選挙の種類を示す点字シールが貼ってあるので、選挙人に点字投票させる際には、投票用紙の交付誤りのないよう注意を払うこと。

なお、点字シールの貼付位置及び表示内容等については、別途配付の要領中「点字投票用紙の選挙種類の点字表示」を参照すること。

- (9) 投票の記載場所における投票用紙等の提示、投票用紙への記載、内封筒及び外封

筒への封入という所定の手続を経て、選挙人から記載済みの投票用紙を封入した不在者投票用外封筒の提出を受けたときは、不在者投票用外封筒表面の投票者の署名を必ず確認すること。

- (10) 投票者の署名を確認した後、不在者投票管理者は、不在者投票用外封筒に投票の年月日、投票の場所及び氏名を記載し、さらに、立会人が署名すること。

なお、立会人の署名については、必ず自書でなければならないこと。

- (11) 投票が終わった投票用紙等は、選挙期日（4月9日）までに、選挙人の属する市町村委員会に必ず到着するよう措置すること。

投票所閉鎖時刻までに投票管理者に届かないものは、投票行為自体が無効となるので、郵送によるときは、必ず封筒に「選挙事務」、「不在者投票在中」と朱書きした上で、特定封筒郵便物の交付記録郵便（レターパック）により早期に送付すること。

7 不在者投票に要する経費

不在者投票に要した経費については、別に定める基準により算定し、別途通知する請求手続により交付されるものであること。

8 不在者投票における新型コロナウイルス感染症対策

不在者投票の管理執行に当たっては、別添のガイドラインを踏まえた感染防止対策を講じ、特に次のことについて留意すること。

- (1) 不在者投票を実施する場合は、3つの密を避ける取組（選挙人や立会人等の間隔の確保、定期的な換気等）を行い、選挙人にマスク及び手袋を着用させ、直接投票用紙等に触れさせないようにすることが考えられること。

また、不在者投票管理者、立会人及び事務従事者は、マスク、手袋等を着用すること。なお、新型コロナウイルス感染症の感染者（以下「感染者」という。）の投票に際して、感染者と適切な距離を取ることが難しい場合は、医療従事者と同様の装備の着用も考えられること。

- (2) 他の入院者等への感染防止のため、感染者の投票とその他の入院者等の投票は、空間的又は時間的に分けて行うこと。

同じ会場で時間帯を分けて実施する場合、感染者の前にその他の入院者が投票を行うよう工夫することも考えられること。

また、感染者の後にその他の入院者が投票を行う場合は、投票ごとに記載場所のテーブルや椅子等をアルコール消毒液等で消毒すること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る隔離措置等により、入院者が法第48条の「自ら当該選挙の公職の候補者の氏名（略）を記載することができない選挙人」に該当すると認められる場合には、その申請に基づき、代理投票を行うことも考えられること。

ただし、代理投票は、あくまで秘密投票の例外として、第三者に対して投票意思を表示する方法によらなければ選挙権が行使できない者のために認められた制度であることから、同条の要件に該当するか否かはもとより、入院者本人の意向を十分に確認すること。

- (4) 新型コロナウイルス感染症への対応等により、不在者投票の事務執行に人員を割くことが困難であること等を理由として、感染者を含め入院等している選挙人の不在者投票を拒否することはできないこと。

9 その他

不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることができないこと。

(担当) 選挙管理委員会事務局 宮本、石本、谷口、林
電 話：0857-26-7058、7277
ファクシミリ：0857-26-8129
電子メール：senkan@pref.tottori.lg.jp